経税部だより

「家族信託」の活用について

税理士　伊藤　幸子

家族信託とは

最近、信託という言葉がテレビでも聞かれるようになりました。ただテレビCMなどで流れている信託は、信託銀行などが営業として行っている商業用の信託です（「商事信託」といいます）。これは割と高い手数料がかかります。それと違って営利目的でない信託を「民事信託」といい、家族信託というのは、その中の親族間で契約する信託をいいます。

今の日本は高齢化社会となっており、介護や相続に関してさまざまな問題が起こってきています。それに対して、成年後見制度や遺言の活用などが遠い話ではなく身近な話となってきているのではないでしょうか。ただし成年後見制度は自分の財産を守りながら自分が亡くなるまでの間のことを見守ってもらう制度であり、亡くなった後のことは自分の意思が継がれることはありません。そして、遺言は自分の死後の財産の承継であり、自分の財産がどう使われるかは相続人の判断になってきます。

家族信託を利用することで、自分が亡くなるまでのことから死後のことまでを一つの契約として残すことができます。平均寿命が延びることで、多くの方が認知症となる可能性があります。元気なうちに自分がどうしたいのかを意思表示することができるのです。ここが成年後見制度や遺言と違うところです。それでは、簡単にその制度の内容と言葉の意味を説明します。

家族信託の制度について

信託とは言葉どおり、「信じて託す」ということです。家族信託は親族に自分の財産の全部または一部を信じて託すことです。その場合に、必ず出てくるのが、「**委託者**」、「**受託者**」、「**受益者**」という存在です。契約によっては信託監督人をたてることもあります。

簡単に言うと、委託者が自分の財産を受託者に託して、その財産から生まれる利益を受益者に渡すことをいいます（預貯金などの場合はその金額の使い道を信託契約します）。

それでもわかりにくいので、上記図1を参考に説明します。

①委託者と受託者が信託契約を結びます。（例えば、収益不動産の管理運営と利益の分配についてなどの契約となります。）

②信託財産（委託者の所有物）が受託者に託されます。ただし、実際の所有権利が受託者に移るわけではなく、受託者が勝手に処分などをすることはできません。

③委託者の意向（契約）に沿って受託者が管理、処分などを行います。

④信託財産から発生する利益などが受益者に渡されます。この権利を「受益権」といいます。委託者も受益者になることができます。例えば、生前は委託者自身が受益者となり、死後は他の親族を受益者にするという契約ができます。

⑤信託財産が多額な場合などは信託監督人を立てて、受託者がきちんと信託契約どおり行っているのかを監督します。

図1

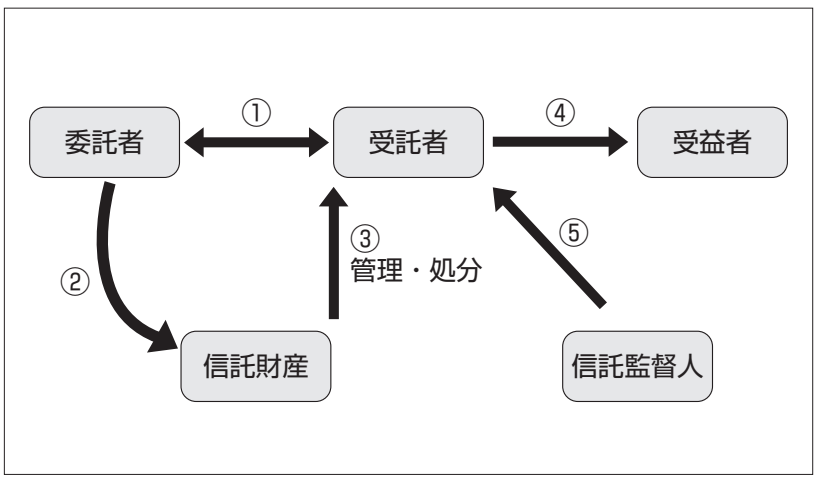

具体的な活用方法
収益不動産がある場合の事例

1．不動産の利益を信託する場合（図2参照）

自分が高齢者になっていくと、収益不動産の管理や修理などができなくなります。また、資金が必要になったときに認知症になっていると売却することもできなくなります。そこで、その不動産を受託者に信託することで、受託者が管理、修繕、そして必要な場合に売却することができます。自分が亡くなるまでは委託者＝受益者として自分が利益を受取り、自分の死後は受益者を子供や配偶者に指定することができるので、遺言と同じような効果もあります。

2．右記1の場合で二次相続にも自分の意思を反映させる場合（図2参照）

1の場合は亡くなった後は妻を受益者にするという信託の契約ですが、その後の受益者を指定することもできます。その後妻が亡くなった場合に、子Cを受益者とするという契約も可能です。

図2

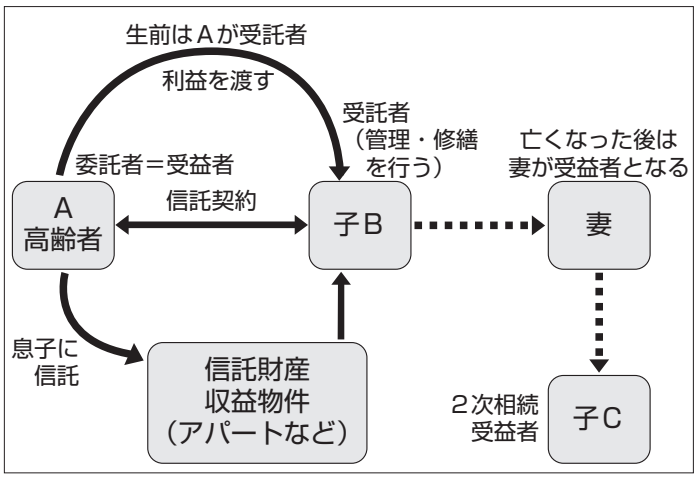

ただし、遺留分については問題が残りますので、子Bには他の財産を残すなど考えておく必要があるかもしれません。

3．自分に子供がいない方の場合（図3参照）

自分に配偶者や子供はいないが兄弟が複数いる場合で、不動産を信頼する兄弟に渡したいときに使えます。亡くなるまでは委託者＝受益者として自分が利益を受取り、自分の死後は受益者を信頼する兄弟に指定することにするのです。

また、兄弟が既に亡くなっていて、その子供たち（甥や姪）が複数いる場合に、その中の1人から生前に面倒を見てもらっている場合に、自分の死後にその1人を受益者とすることもできます。

4．障がいのある子供がいる場合（図4参照）

自分の生前は委託者＝受益者として自分が受け取った利益から、その障がいのある子供のためにお金をつかい、自分が亡くなった後は受託者を他の子供に託して、その障がいのある子供を受益者とし、その利益をその子の生活費に充てるという契約もできます。障がいのある子には不動産を管理する能力がないので、管理を他の兄弟にしてもらうという信託契約です。

以上の信託契約はよくある例示ですが、**主に相続を前提としたもの**です。また信託する財産は不動産に限りません。預貯金や有価証券でも考えることはできます。流動資産などは、認知症になって詐欺などにだまされて使ってしまわないようにすることを防ぐ効果もあります。しかし、身内とはいえ他の人に財産を預けることに抵抗があると思います。その場合は信頼できる別の身内や弁護士や税理士、司法書士に信託監督人になってもらうことをおすすめします。また、大きな収益物件がある場合などは、一般社団法人を親族で設立して、その法人を受託者とすることもできます。

信託は節税の制度ではありません。私が挙げた例示は個人が自分の意思を生前から亡くなった後にまでつなげていくためのものです。信託はそれ以外にも、**事業承継や共有不動産の管理、また生前贈与にも使われることもあります。ただし、税制の取り扱いには十分注意しないと、思わぬところで贈与税や法人税がかかります**。私が挙げた例示は亡くなるまでは委託者本人が受益者なので贈与税はかかりませんが、亡くなった後は受益者となる人に相続税がかかるときもありますので、それには注意してください（受託者には税金は基本的にかかりません）。

高齢化社会で複雑な家族関係になって来ている現在社会です。自分の財産をどのようにしていくのか、元気なうちにしっかり考える必要があるかもしれません。家族信託という言葉を初めて耳にした方もいるでしょう。これはほんの入口程度のお話しですので、興味のある方はそれを専門にされているところにご相談ください。

（終わり）

図3　兄弟が複数いる場合

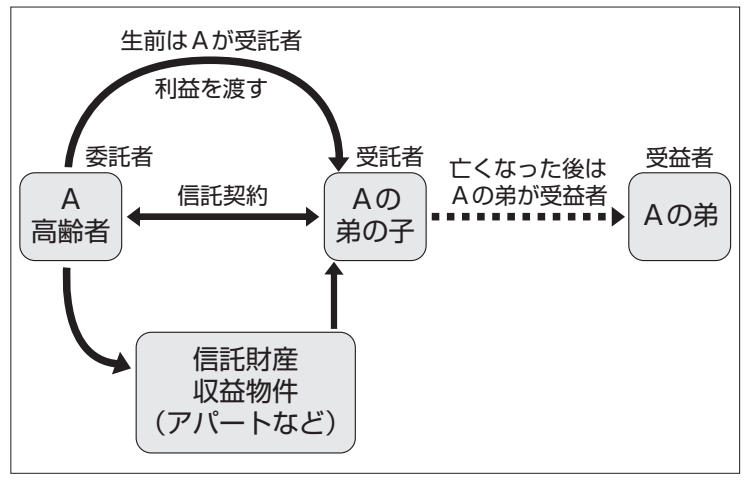
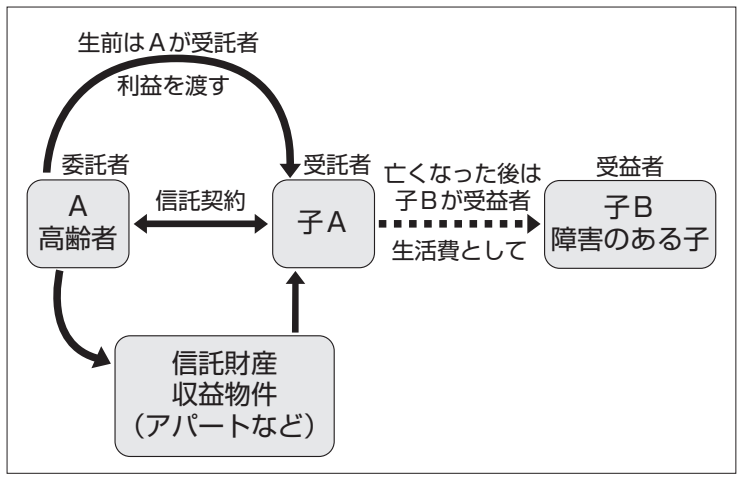
図4